

## 前橋市廃棄物処理業者等に係る行政処分基準

### (目的)

第1条 この基準は、行政手続法（平成5年法律第88号）第12条第1項の規定に基づき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）の規定により市長が行う廃棄物処理業者等に対する行政処分に関する基準を定めることにより、公正の確保及び透明性の向上を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この基準において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 廃棄物処理業者 法第7条第1項の規定により一般廃棄物の収集又は運搬を業として行う許可を受けた者、同条第6項の規定により一般廃棄物の処分を業として行う許可を受けた者、法第14条第1項の規定により産業廃棄物の収集又は運搬を業として行う許可を受けた者、同条第6項の規定により産業廃棄物の処分を業として行う許可を受けた者、法第14条の4第1項の規定により特別管理産業廃棄物の収集又は運搬を業として行う許可を受けた者及び同条第6項の規定により特別管理産業廃棄物の処分を業として行う許可を受けた者をいう。
- (2) 廃棄物処理施設設置者 法第8条第1項の規定により一般廃棄物処理施設の設置に係る許可を受けた者及び法第15条第1項の規定により産業廃棄物処理施設の設置に係る許可を受けた者をいう。
- (3) 廃棄物処理業者等 廃棄物処理業者及び廃棄物処理施設設置者をいう。
- (4) 行政処分 次に掲げる処分をいう。
  - ア 廃棄物処理業者に対し行う法第7条の4又は法第14条の3の2（法第14条の6において準用する場合を含む。）の規定による許可の取消し
  - イ 廃棄物処理業者に対し行う法第7条の3又は法第14条の3（法第14条の6において準用する場合を含む。）の規定による事業の全部若しくは一部の停止の命令
  - ウ 廃棄物処理施設設置者に対し行う法第9条の2の2又は法第15条の3の規定による廃棄物処理施設の設置許可の取消し
  - エ 廃棄物処理施設設置者に対し行う法第9条の2又は法第15条の2の7の規定による廃棄物処理施設の改善の命令若しくは使用の停止の命令

### (行政処分の対象)

第3条 行政処分は、法又は法に基づく処分に違反する行為（以下「違反行為」という。）を行った場合において、行政指導では法の目的を達成できないときに行うこととする。

（行政処分の基準）

第4条 行政処分に該当する違反行為及び当該違反行為に対して行う行政処分の内容は、別表のとおりとする。

（行政処分の加重・軽減）

第5条 市長は、違反行為の態様、過去における違反行為の有無、違反行為の是正の状況、違反行為によって生じた生活環境保全上の支障の有無その他の情状を勘案して、前条の行政処分の内容を加重し、又は軽減することができる。

（行政処分の公表）

第6条 行政処分の公表については、別に定める。

附 則

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成30年4月1日から施行する。